

令和5年度山梨県中小企業脱炭素経営推進支援事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

山梨県中小企業脱炭素経営推進支援事業

2 事業目的

2023年3月、本県では「山梨県地球温暖化対策実行計画」を改定し、2050年カーボンニュートラル達成するため、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を、基準年度（2013年度）比で50%削減すると位置づけたところであり、当該目標の達成のためには、県内企業の脱炭素化に向けた取組の一層の推進が必要不可欠である。

本事業では、県内企業に対してセミナーやワークショップを通じて脱炭素経営の認知度や取組状況を向上させ、脱炭素経営に取り組む企業の増加を図ることで、本県地域の温室効果ガス排出量の削減や、地域としての産業競争力の向上につなげることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

4 業務内容

本業務委託の内容は、次の各号に定める事項とする。

(1) セミナー・ワークショップの開催

県内事業者の抱える課題等を踏まえ、これから脱炭素経営に向けて取り組み始めようとする県内中小事業者等を対象に、以下で示す「概要」及び「内容」を最低限満たすようなセミナー・ワークショップを開催する。

概要	<ul style="list-style-type: none">・ 開催回数：最低1回以上・ 開催方法：会場又はハイブリッドでの開催・ 目標参加企業数：20社以上・ 参加費：無料・ アンケート：参加企業へのアンケートの実施・集計
内容	<p>①脱炭素に係る取組の意義の理解と動機付け 県内中小事業者等が置かれている現状や、今後直面することが想定される課題等について認識すると共に、脱炭素経営に取り組まなかった場合にサプライチェーンから排除されるリスク、取り組むことによるメリット等を踏まえて脱炭素経営の必要性や具体的な方法を理解できるような内容とする。</p> <p>②温室効果ガス排出量の算定 脱炭素経営に向けて重要なステップである温室効果ガス排出量の算定について、公表されている算定ツール等を活用して、事業者が具体的に必要な作業等を認識できるような内容とする。 なお、実際に排出量を算定する範囲としては、Scope1.2を対象とする。 (Scope3の内容については、参加者が概要を理解する程度とする。)</p>

(2) 普及啓発用資料の作成

上記(1)で活用した資料や当日のセミナー・ワークショップ、当日アンケート結果等の内容を反映し、今後、本県が県内企業に対して脱炭素経営の推進を働きかける際に活用可能な、普及啓発用資料の作成を行うこと。

(3) その他

上記(1)(2)に加えて、当該事業の目的等を踏まえて、実施できることがあれば記載すること。

5 業務計画書の提出

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、本業務を遂行するに当たり必要な業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

6 成果物の提出

業務完了後、速やかに次に示す成果物を提出すること。なお、提出に当たっては、その内容について、事前に山梨県の承認を受けること。

(1) 成果物の内容

委託契約書に定める業務報告書を作成し、参考資料と共に県に提出すること。

(2) 提出形式

次に示す形式でそれぞれ提出すること。

①紙ベース

事業名、受託者名及び報告日を記した表紙を付けたものを1部。

②電子データ

MicrosoftWord、Excel、PowerPoint で作成したものを1部。

7 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。

ただし、一部についてあらかじめ書面により山梨県の承認を得たときは、この限りではない。

8 その他

(1) 実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に山梨県と連絡調整を行うものとする。

(2) 本業務の成果品（電子ファイルを含む。）の所有権や著作権は、原則として全て山梨県に帰属する。また、山梨県は、成果物等の全てについて業務必要な範囲で改変し、又は二次利用する権利を有するものとする。ただし、受注者が従来から権利を有して

いた受注者固有の知識、技術等に関する権利については、受注者に留保するものとし、この場合、山梨県は、当該権利を非独占的に使用できることとする。

- (3) 受注者は、本業務の実施上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (4) 本業務の実施にあたって、県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- (5) 委託料のほか、本委託業務を実施するにあたって必要となる経費は、受託者が負担すること。(委託料の対象経費は、人件費、交通費、電話・郵便等の通信費、資料等の印刷費、事務用品の物品費等とする。)
- (6) 適切な情報提供等ができるよう、事業者の温室効果ガス排出量削減に関する最新の情報収集等に努めること。
- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。